

学芸員養成課程で災害と被災資料をどう考えるか

山内 利秋

(九州保健福祉大学)

1:大正期の災害記憶の保存、教育

桜島大正噴火と博物館

桜島大正噴火では被災した対象を意識的に「のこす」行為が行われている。「科学」と「迷信」のくはざまにあった時代の地方社会において、災害教訓を伝える意識。桜島では「学校」に大正噴火の伝承碑が多く建てられている⇒関東大震災頃から地域の記憶の継承が意識。以前に発生した災害の再評価。

噴火災害直後から資料保存・展示を目的として鹿児島県立図書館内に博物部常任委員会が発足。大正4年から展示開始(噴火記念室)。⇒現在の鹿児島県立博物館

2:博物館法制定期の学芸員養成と「災害」

学芸員養成テキストで扱われてきた「防災」

- ・棚橋源太郎『博物館学綱要』(1950)「蒐集品の保存」という項

博物館の防火「博物館の建物は耐火耐震の構造を原則とするのであるが、不燃性の材料を以て構造されたものに概して火災の起る憂いの少ないのは当然である。」⇒『眼に訴へる教育機関』(1930)で既に言及。関東大震災において自館(教育博物館)を焼失している経験。

- ・文部省『学芸員講習講義要綱』(1952・53)

講習の講義内容について書かれている。「博物館概論」では「VI博物館の管理」の中に「D 建物 災害と盗難の予防」という項目がある。

- ・日本博物館協会『博物館学入門』(1956)

鶴田総一郎「前編_第3章 博物館の目的」内「建物についての条件」

「社会人を集めることを積極的に意図し、かつ貴重な資料を保存する建物であるから、しっかりした安全な建物でなければならない。(耐震・耐火・風水害および盗難防止等の措置)。」

博物館法制定期のテキストでの災害記述の背景

- 1)関東大震災での教育博や帝室博、各地の館の被害⇒棚橋が震災後に視察した欧米の博物館建築の防災対策
- 2)戦災の生々しい記憶
- 3)防災インフラ未発達な昭和前半期に相次いだ風水害
- 4)法隆寺金堂壁画や金閣寺等の人為(過失・故意)による文化財の焼失⇒保護法制定、火災予防運動(1953)・文化財防火デー(1955)
- 5)その他(盗難による資料の流出等)

3:防災関連法整備と博物館

日本博物館協会『博物館研究』35-10(1962) 特集「博物館と災害めぐって」

1959年の伊勢湾台風を契機に「災害対策基本法」(1961)が制定。特集でも記載。

- ・芦浦義雄「博物館の火災予防について」：博物館施設における出火リスク、警報設備や避難・防火管理について。芦浦は戦時期からの都市防災専門家、戦後は火災報知器の開発と普及。
- ・宮本正明「台風災害とその防災」：台風発生と移動のプロセス、降雨・水害・高潮被害について解説。宮本は気象災害の専門家、台風災害史も詳しい。
- ・各地の博物館の災害と対策について報告
釧路市立郷土博物館・生駒山尺文博物館・丸山動物園・神奈川県立近代美術館・横須賀市博物館
- ・天災・人災(アンケート回答か?)
気仙沼水産科学館・千葉県立富津海洋資料館・大町山岳博物館・奈良国立博物館・倉敷考古館
風水害・地震津波・火災等とともに、盗難が目立つ。
- ・高度経済成長期の昭和 30 年代半ば、所得倍増計画や明治百年記念事業で博物館の設置が進む。
⇒大学での学芸員養成課程が増えつつある時期だが、博物館史や機能についての講義・実習(特に個々の専門分野での資料の取り扱い)等が主であった? 「防災」は博物館の実務。大学教育での言及は限られていた?
 - ・隣接分野である保存科学/修復技術、建築学等での「防災」に関する研究や実践。
- ⇒専門性の分化・高度化へ。
単位数が限られる学芸員養成課程では賄いきれなくなる。

4: 建造物火災と建築・防火法令

1960年代から70年代、耐火構造のビル火災が多発。建築基準法・消防法の改正がすすむ。1972年、消防法施行令の改正で防火管理者制度の拡充、スプリンクラー設備の設置対象拡大、自動火災報知設備の遡及設置。

⇒この時期、大阪千日デパートビル火災(1972.5)、熊本大洋デパート火災(1973.11)

⇒こうした災害の多発と各種法令の改正は博物館の管理運営にも大きな影響。

公立博物館の設置及び運営に関する基準(1973)

(施設及び設備等)

第十一条 博物館には、博物館事業を実施するために必要な施設及び設備を確保するよう努めるとともに、青少年、高齢者、障害者、外国人、乳幼児の保護者等の利用を促進することができるよう必要な施設及び設備を確保するよう努めるものとする。

2 博物館には、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるよう努めるものとする。

3 博物館は、利用者の安全を確保するため、防災及び衛生に必要な設備を備えるとともに、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

70・80年代のテキスト

- ・伊藤寿朗・森田恒之『博物館概論』(1978)

伊藤・総論編「日本博物館発達史」内で「関東大震災・恐慌と博物館」の項目。

関東大震災とそれ以後の動向。被害や震災を契機とした運営の変化。歴史・美術系博物館が収蔵庫・保存中心となった点。震災資料・記録を保存展示する施設や震災関連展示の実施等。

- ・森田：機能編「保存と修理」内で「安全対策」の項目。
安全管理：台帳・目録・写真・ラベルの重要性、監視員の配置
火災：原因の排除(禁煙、引火性物質の排除)、資料や人員に影響のない消火設備の設置
盗難：建物・資料それぞれの防犯設備の紹介
集中警報システム
混雑対策：ICOMの判断基準(1.5~2人/1㎡)紹介
⇒「埼玉県立博物館収蔵庫の設計」(『自然史博物館の収集活動』1973)でも具体的に記述。

5:二つの震災ー資料をまもる事の意義ー

- 1995年の阪神淡路大震災以降に刊行されたテキストには、『文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引』(1997年)に記載された「災害に対する考え方」が反映。
⇒免震ケースやテグス等による固定方法
⇒同震災での「文化財レスキュー」についての経験から、他県でのマニュアル化を紹介する例など。

平成 21(2009)年 2月・4月

- ・『学芸員養成の充実方策について』(これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議 2009)
- ・『図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)』(21文科生第6175号)
↑上記答申・通知双方の別添資料として「大学における学芸員養成科目の改善」
博物館資料保存論の科目の内容に「災害の防止と対策(火災、地震、水害、盗難等)」が明記。

東日本大震災における文化財レスキューと資料保全活動への対応が引き続く平成 24(2012)年度、新課程がスタート。

- ・本田光子・森田稔編『博物館資料保存論』(2012)阪神淡路大震災当時神戸市立博物館に勤務していた森田が当時の対応を「文化財の危機管理の原点」として位置付け、この経験が東日本大震災において教訓として生きた事を挙げている。
- ・石崎武志編『博物館資料保存論』(2012)東日本大震災において直接的に文化財レスキューに関わってきた日高慎吾が「博物館資料の被災防止と救援活動」という項目をまとめる。
被災地の博物館資料の状況から<救出>-<一時保管>-<応急措置>-<整理記録化>-<保存修復>-<恒久保管>-<研究活用>に至る一連のプロセスを説明。
- ・神庭信幸『博物館資料の臨床保存学』(2014)阪神淡路大震災を嚆矢とする文化財レスキューが、途中の活動を経て東日本大震災時に大規模な救援事業として実践されるに至った経緯を解説。
さらに被災した資料の安定化と、危機管理に対応可能な組織の常設化の必要性を説いている。

熊本地震(2016)以後、学芸員養成に関わるテキストの中では災害と博物館に関わる項目はさらに拡大。

- ・稲村哲也・本田光子編『博物館資料保存論』(2019)
本田「博物館とIPM」「博物館の防災・減災」「大規模自然災害と博物館」⇒災害と関係する項目
熊本地震における諸対応事例が多く割かれる。愛知県立美術館で実践されているシミュレーションミーティングのような今後の大規模災害を想定した訓練、言ってみればソフト面での対応も紹介

- ・栗田秀法編著『現代博物館学入門』(2019)
長屋菜津子「博物館資料保存論」の中で<危機管理計画>
「災害リスク」「人災の予防」「火災と消火活動」「ヴァンダリズム」「天災への対応」「文化財レスキュー」
3.11以降確認された従来の対策に対する見直し・文化財レスキューにおける情報流通の重要性等
- ・鶴見英成編『博物館概論』(2023)
鶴見「博物館展示の手法・技術」：リアス・アーク美術館における減災のメッセージ。同美術館等震災資料
展示の有する災害記憶の継承に関わるメッセージ性について
日高慎吾「文化財の保存と活用」被災文化財の支援活動
被災文化財支援活動の諸類型(搬出、一時保管、応急処置、整理・記録、保存修復、恒久保管、研究・活用、防災)
新型コロナウイルス感染症対策
各種ガイドライン
感染症対策の課題

災害時における博物館の可能性

熊本地震(2016)では、複数の博物館において被災者の心の課題へアプローチ。

熊本市現代美術館：ホームギャラリーや子育てひろば早期解放

御船町恐竜博物館：子供を対象としたワークショップ早期再開

熊本市動植物園及び九州沖縄地域の動水関係者：ふれあい移動動物園推進

※阪神淡路大震災時：兵庫県美が被災した神戸市内の銀行で作品展示、神戸海洋博物館による館内早期開館。

6:学芸員養成で災害を考える

学芸員養成で災害を考える

1

「災害を前提とした社会」の構築は現代において必須。

2

博物館も深く関係。⇒単なる施設防災・資料保存だけではなくなっている。

3

人材育成が希求。⇒ただし、大学学部教育の科目・カリキュラムには限界がある。

大学では災害と被災資料をどうとらえているか

博物館機能から検討された科目を「縦軸」とするならば、社会的課題は「横軸」。⇒「博物館から災害を考える」ならばヨコ。九州保健福祉大学学芸員養成課程では、博物館実習(学内実習)で、PBL(Project Based Learning:課題解決型学習)を取り入れ、企画展示を実施。熊本地震が発生した2016年度からは「災害」をテーマとした展示活動を実施。

